

File.41

【沖縄県発】



みやぎ たく
宮城 拓

司法書士

家族信託専門士

ひらく司法書士事務所 所長、名城大学非常勤講師、M&Aシニアエキスパート、事業承継シニアエキスパート。

事務所の理念「依頼者が抱えている法的な課題、問題を解決し、未来を切りひらく」不動産登記、会社法人登記を中心業務とするが、借金問題、事業承継・M&Aサポート、家事事件、民事裁判、法律相談等、身近な暮らしの法律家として幅広く顧客に寄り添ったリーガルサービスを提供している。

1 家族信託との出会い

2016年、顧問の税理士の先生から、「沖縄銀行が家族信託サポートサービスを開始します。連携する専門家チームの一員として宮城先生を紹介したい」とのお話をいただきました。家族信託の業務を扱ったことがなかったため、書籍やインターネットで調べたところ、家族信託は民事信託の一形態で信託法が根拠法になっているということがわかりました。信託法は、複雑で難解なイメージがありましたが、家族信託の社会ニーズに応え、地域貢献を果たしたいと思い、専門家チームに加入することにしました。

すぐに東京で一般社団法人家族信託普及協会（以下、「協会」）の専門士研修、家族信託講師養成講座を受講し、書物を買って揃えて、制度の理解や知識の習得に励みました。その後、沖縄銀行の行員研修や勉強会の講師を担当するようになりました。研修資料は、今でも協会の研修で入手したパワーポイントのファイルをそのまま使用しています。その都度、知識を整理し、実務経験を踏まえて、具体

的でわかりやすい説明ができるよう心がけています。

2 認知症対策のアプローチ

私がこれまでに受任した案件のほとんどが、認知症対策です。受任のきっかけは、「事務所のホームページを見た」と連絡してくれる方もいますが、ほとんどが紹介です。沖縄銀行、生命保険会社、不動産会社、地元の先輩や知人等から相談者を紹介してもらい、受任するという流れが一般的です。

相談者と面談する際、まず私は、「何も対策を立てずに時が過ぎていくと、どうなるか？」を問いかけ、将来起こり得る事態を一緒になって考えます。その過程で相談者の資産状況や認知症のリスクを把握し、資産が凍結された場面を具体的にイメージしながら、相談者が抱えている漠然とした不安や悩みを顕在化していきます。

次に、資産凍結から生じる様々な問題に対処する制度として、後見制度があることを説明しますが、後見制度は、家族以外の第三者（司法書士等の専門家、裁判所）が家庭内に介入するため非常に窮屈な思いをすること、また、資産活用にも限界があることを私自身の後見業務の経験を踏まえて具体的にお話しています。そのうえで家族信託が後見制度に代わる柔軟な資産管理の方法であることを説明し、理解してもらったうえで費用の説明を行い、受任した場合は、各々の家庭事情に即して信託契約書を組成するように努めています。

3 アパート建築のための信託内借入

2021年、沖縄銀行普天間支店の支店長代理から、「アパート経営をしている89歳の方が、家族信託を活用して当行から融資を受け、新たにアパートを建築したいと考えているようだが、実務上何か問題はありますか」との問合せがありました。

沖縄銀行普天間支店では、2020年12月に家族信託の勉強会をしていました。その際、「相続対策としての建物建築（90歳の施主が古家を壊して相続税対策と称してマンションを建築するケース）」が取り上げられ、これをヒントにしたとのことでした。

信託内借入について、法務面では、受託者が、信託財産責任負担債務としてアパート建築資金を借入できること、信託終了後の帰属権利者を受託者とし、受託者が免責的債務引受すること等の条項を基軸として組成は可能であると思いましたが、問題は、相続税の債務控除が認められるかどうかという点でした。円満な資産承継を主目的とするものではありませんでしたが、相続税対策も家族信託を組成する重要な動機の一つです。この点については、受益者連続型スキームとすべきか、90歳になろうとしている高齢者でも問題はないのか、という点が非常に気になりました。

信託内借入においては受益者連続型とすべきであり、一代限りの信託では債務控除ができないと解釈されるリスクがあるという指摘があります。そこで、契約書の組成段階から何度か質問させていただいた宮田先生に改めてこの件について問い合わせ、回答いただきました。また、建築会社の顧問税理士を訪ねて意見を伺

いました。税理士の先生からは「認知症対策として真に家族信託を活用する場面での借入は、有効な相続税対策になり問題はない。本件は、アパート事業を現に行っている委託者の意思に基づいて、更地としてではなく優良な収益物件として二男に承継させたいという円満な資産承継を目指してアパート建築するものであり、事業計画・返済計画も適正であるから問題なく債務控除は認められると考えている。受益者連続か否かは本質的な問題ではない。」と教示いただきました。依頼者にもその旨を伝え、一代限りの信託にしたいという要望を受容して信託契約書の組成から融資実行までサポートすることができました。

4 今後の展望

高齢化が進み、今後も認知症対策としての家族信託のニーズは高まっていくと思います。特に、沖縄は、事業承継が遅れているといわれています。代表者兼筆頭株主が認知症になって会社活動に多大な支障が生じるという問題が生じないように、今後は、事業承継対策にも重点を置きたいと考えています。

家族信託を必要とする状況にありながらも、その存在に気付かずに時が流れ、認知症となり…結局後見制度を利用するしかなかったという家庭も多いと思います。

地元で家族信託を広く知ってもらうためにも、今後、定期的にセミナーや相談会などを行って、制度の普及に取り組んでいきたいと考えています。